

# 1. 事業のあゆみと推移

## (1) あゆみ

年	月	沿	革
昭和			
26		○	旧軍港市転換法に基づく転換計画の中で厚生施設として計画
35	4	○	管渠整備着手（東処理区）
38	11	○	東浄化センター建設着手
40	3	○	東浄化センター（第1期分）完成
44	4	○	公共下水道供用開始（東処理区）
48	4	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて使用料を改定 営業用などの区分を見直し、家事用に統一
50	8	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて使用料を改定 納付すべき水道料金の70%
51	4	○	公共下水道使用料の改定 水道料金の改定に合わせて下水道使用料を改定
	6	○	舞鶴港港湾計画策定 第2埠頭再開発計画に西浄化センター用地位置付け
54		○	東処理区の排除・処理方式変更 排除方式 一部合流式⇒分流式 処理方式 中級処理 ⇒高級処理
56	4	○	東浄化センター高級処理開始
59	7	○	特定環境保全公共下水道供用開始（野原処理区）
	9	○	西浄化センターの位置、西処理区域の計画変更
60		○	管渠整備着手（西処理区）
平成			
2		○	西浄化センター建設着手
4	4	○	公共下水道使用料の改定 消費税分3%を加算
6	3	○	舞鶴市下水道整備基本構想策定
	11	○	漁業集落排水供用開始（成生地区）
7	3	○	公共下水道事業計画（変更）認可（中処理区を東処理区に統合）
	5	○	公共下水道供用開始（西処理区）
8	3	○	舞鶴市水洗化総合計画策定
9	4	○	公共下水道使用料の改定 消費税及び地方消費税分5%を加算
	6	○	公共下水道供用開始（旧中処理区）

10	4	○ 農業集落排水供用開始（瀬崎地区）
	6	○ 農業集落排水供用開始（大丹生地区）
11	4	○ 漁業集落排水供用開始（田井地区）
12	4	○ 漁業集落排水供用開始（千歳地区）
14	10	○ 農業集落排水供用開始（平・赤野地区）
		○ 公共下水道使用料の改定 維持管理費の100%と起債償還の20%を賄うための改定
15	10	○ 農業集落排水供用開始（久田美地区）
	12	○ 舞鶴市水洗化総合計画（改訂）策定
16	4	○ 特定環境保全公共下水道供用開始（三浜・小橋処理区）
		○ 農業集落排水供用開始（池内地区）
17	4	○ 公設（合併処理）浄化槽事業開始
18	4	○ 農業集落排水供用開始（佐波賀地区）
19	4	○ 公共下水道使用料の改定 維持管理費の100%と起債償還の40%を賄うための改定
21	1	○ 特定環境保全公共下水道供用開始（神崎処理区）
	4	○ 集落排水等使用料の改定 施設改良基金を廃止する改定
	12	○ 農業集落排水供用開始（三日市・上東・下東地区）
22	2	○ 舞鶴市水洗化総合計画（改定）策定
	9	○ 集落排水等使用料の改定 最安価地区の使用料に統一改定
24	7	○ 農業集落排水供用開始（白杉地区）
	10	○ 舞鶴市下水道事業あり方懇話会設置
25	6	○ 舞鶴市下水道事業あり方懇話会から「下水道事業のあり方について」報告
27	3	○ 舞鶴市下水道ビジョン策定 下水道事業の事業目標や運営方針の明確化
		○ 舞鶴市水洗化総合計画（改定） 平成27年度全市水洗化 ⇒平成32年度水洗化概成
	6	○ 地方公営企業法適用移行経費の補正予算計上、議決
28	4	○ 水道部と下水道部が組織統合し、上下水道部が発足
	10	○ 公共下水道・集落排水等使用料の改定 公共下水道・集落排水等の使用料体系を統合
29	4	○ 舞鶴市上下水道事業審議会設置
30	4	○ 下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽）に地方公営企業法を適用。
令和		
2	3	○ 上下水道事業窓口業務委託（業務期間 令和2年4月～令和6年3月）
		○ 舞鶴市下水道事業経営戦略策定（令和2年度～令和11年度）

## (2) 事業計画等の推移

### ① 公共下水道事業

年・月・日	項目	許認可等番号	該当法令	: 全体計画、都市計画決定		: 事業計画、都市計画認可		排除方式	処理方法	備考
				計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)			
昭和 31.12.15	公共下水道設置を 議決	議第93号	地方自治法							
33. 6.27	公共下水道工事認可	建設省京計 第84号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	分流 一部 合流	簡易	147,990×(250L×0.8+50) 東地区 63.8 東西合計 172.9	
33. 9.15	都市計画決定・都市 計画事業決定	建設省告示 第1466号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃		
35. 4. 1	管渠埋設工事着手			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃	東処理区着手	
36. 8.16	都市計画・都市計画 事業(変更)決定	建設省告示 第1794号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃	東浄化センター 位置の変更	
38. 3.30	処理場認可	厚生省修環 第179号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900 晴天日平均 4,000 雨天日平均 12,000	〃	中級		
38. 7.27	事業計画(変更) 認可	建設省京計 第139号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃	東浄化センター 位置の変更	
38. 9.21	都市計画・都市計画 事業(変更)決定	建設省京計 第2473号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900 晴天日平均 4,000 雨天日平均 12,000	〃	〃	エアロアクセレーター 876.3ha(東地区354.3ha) 147,990人(東地区62,000人) 36,900m <sup>3</sup> /日(東地区16,000m <sup>3</sup> /日)	
38.11.23	東終末処理場 建設着手			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃		
40. 3.31	東終末処理場 (第1期分)完成			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃		
40.10月	し尿処理開始			876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900	〃	〃		
44. 4. 1	下水処理開始	舞鶴市告示 第16号	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900 4,000	〃	〃	下水道法第9条 (供用開始の告示)	
45. 3.27	都市計画事業 (変更)認可	京都府告示 第146号	都市計画法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900 4,000	〃	〃	執行年度10年延長 処理施設1系列追加	
45. 5.25	事業計画 (変更)認可	建設省京都 下発第3号の2	下水道法	876.3 (172.9) 63.8	147,990 15,500	日平均 36,900 4,000	〃	〃		
50. 3.18	京都府水質環境基準の 水域類型の指定	京都府告示 第138号	公害対策 基本法						水質汚濁防止法で取締 A-I、A-II	
51. 6.22	舞鶴港 港湾計画策定								西終末処理場を第2埠頭に 市街化区域案2,044ha	
54. 1. 8	事業計画 (変更)認可	建設省京都 下発第24号	下水道法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900 8,000	分流	高級	東処理区処理区域の追加 (+66.2ha)	
54. 2.19	都市計画事業 (変更)承認	京都府指令 4下第12号	都市計画法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900 8,000	〃	〃	東地域の幹線位置、 管径の変更	
54. 3.30	都市計画事業 (変更)認可	京都府告示 第190号	都市計画法	876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900 8,000	〃	〃		
56. 4. 1	東終末処理場 高級処理開始			876.3 130.0	147,900 11,000	日平均 36,900 8,000	〃	〃		

年・月・日	項目	許認可等番号	該当法令	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方法	備考	
56. 7. 24	都市計画 (変更) 承認	京都府指令 6下第204号	都市計画法	876.3	147,900	日平均 36,900	分流	高級	7/22都計審承認処理場 用地追加 (約1.75ha)	
				130.0	11,000	8,000				
56.10. 8	事業計画 (変更) 認可	建設省都 下公発第7号	下水道法	876.3	147,900	日平均 36,900	"	"	東処理地区及び処理場用地 拡張 (追加141.0ha)	
				271.0	20,700	14,500				
56.10.23	都市計画事業 (変更) 認可	京都府告示 第756号	都市計画法	876.3	147,900	日平均 36,900	"	"	"	
				271.0	20,700	14,500				
56.12.25	都市計画 (線引き) 決定	京都府告示 第923号	都市計画法	876.3	147,900	日平均 36,900			市街化区域2,019ha	
				271.0	20,700	14,500				
昭和 56.12.25	都市計画 (用途) 決定	京都府告示 第926号	都市計画法							
57.12. 3	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 7下第350号	都市計画法	1,237.9	132,450	日平均 55,100	分流	高級	12/1都計審承認、処理場 用地追加、処理区域拡大	
				271.0	20,700	14,500				
57.12. 7	舞鶴都市計画下水道 (変更) 告示	舞鶴市告示 第57号	都市計画法	1,237.9	132,450	日平均 55,100	"	"	"	
				271.0	20,700	14,500				
58. 2. 8	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第76号	都市計画法	271.0	20,700	14,500	"	"	処理場用地拡張 (追加0.47ha) 約2.22ha	
58. 2.23	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第13号	下水道法	東 野原	795.0			"	"	東終末処理場用地拡張 野原処理区追加 (7.5ha)
					271.0	20,700	14,500			
					7.5	2,090	660			
					7.5	2,090	660			
59. 9.19	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 9第352号	都市計画法	1,628	96,660	64,400	"	"	西処理区処理区域の拡張、 処理場位置の変更	
59. 9.28	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示 第39号	都市計画法				"	"	"	
59.10. 8	野原終末処理場 処理開始	舞鶴市告示 第48号	下水道法						処理能力660m <sup>3</sup> /d (第9条供用開始の告示)	
60. 1. 8	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第16号	下水道法	東 野原 西	715.9	47,150	33,800	分流	高級	西処理区処理区域の追加 112.0ha  (管渠工事はS60年度から開始)
					271.0	20,700	14,500			
					7.5	2,100	660			
					7.5	2,100	660			
					112.0	6,200	4,500			
60. 2.15	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第85号	都市計画法	112.0	12,600	4,500	"	"	西処理区 認可 112.0ha	
60.11.21	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第16号	下水道法	東 野原 西	715.9	47,150	33,800	"	"	東処理区処理区域追加 (19.0ha) 290.0ha
					290.0	20,700	14,500			
					7.5	2,100	660			
					7.5	2,100	660			
					112.0	6,200	4,500			
60.11.29	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第703号	都市計画法	290.0	20,700	14,500	"	"	"	
63. 5.20	若狭湾西部流域別下水道 整備総合計画承認	61建設省京都 下流総発第4号	下水道法							
63.10.14	都市計画事業計画 (変更) 認可	京都府告示 第577号	都市計画法		96,660	64,400	分流	高級	東処理区処理区域追加 (93.0ha) 383.0ha	
				383.0	26,700	18,700				
63.12.13	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都 下公発第11号	下水道法	東 野原 西	715.9	47,150	33,800	"	"	東処理区人口、汚水量増
					290.0	26,700	18,700			
					7.5	2,100	660			
					7.5	2,100	660			
					112.0	6,200	4,500			
63.12.23	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令 3下第813号	都市計画法				"	"	東処理区 森污水幹線ルートの変更	
平成 元. 1.24	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示 第4号	都市計画法				"	"	"	

年・月・日	項 目	許認可等番号	該当法令	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方法	備 考	
元. 6. 15	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都下公発第15号	下水道法	東	715.9	47,150	33,800	分流	高級	東処理区処理区域追加 (93.0ha) 383.0ha
					383.0	26,700	18,700			
				野原	7.5	2,100	600			
					7.5	2,100	600			
				西	112.0	6,200	4,500			
				112.0	6,200	4,500				
元. 6. 27	都市計画事業計画 (変更) 告示	京都府告示第391号	都市計画法	716.0	47,150	33,800	〃	〃	東処理区処理区	
				383.0	26,700	18,700				
2. 11. 14	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都下公発第9号	下水道法	東	715.9	47,150	33,800	分流	高級	東処理区処理区域追加 (172.0ha) 555.0ha 西処理区処理区域追加 (105.0ha) 217.0ha
					555.0	34,600	25,000			
				西	831.8	35,000	27,000			
					217.0	12,600	9,000			
2. 11. 26	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示第689号	都市計画法	716.0	47,150	33,800	〃	〃	東処理区処理区域追加 (172.0ha) 555.0ha	
				555.0	34,600	25,000				
2. 11. 26	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示第690号	都市計画法	831.8	35,000	27,000	〃	〃	西処理区処理区域追加 (105.0ha) 217.0ha	
				217.0	12,600	9,000				
5. 10. 1	環境庁 舞鶴湾海域に排水基準値を決定	環境庁告示第67号	水質汚濁防止法						基準値 窒素最大値120mg/L (日平60mg/L) 磷 〃 60mg/L (日平8mg/L)	
6. 1. 28	舞鶴都市計画下水道 (変更) 承認	京都府指令6下第67号	都市計画法		1,779.9	88,700	59,000	分流	高級	中処理区を東処理区に併合し、東浄化センターの拡張をする。又、原単位等を見直す
					217.0	12,600	9,000			
6. 2. 1	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示第2号	都市計画法						〃	
7. 3. 13	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都下公発第2号	下水道法	東	1,162.0	59,500	39,000	分流	高級	中処理区
					833.0	43,800	25,600			
				西	831.8	35,000	27,000			
					217.0	12,600	9,000			
7. 3. 31	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示第237号	都市計画法						東処理区の区域拡大 (中地区を中心に) 832.6ha (+277.6ha) 東浄化センターの拡張	
7. 3. 31	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示第238号	都市計画法	1,779.9	88,700	59,000	分流	高級	事業年度のみの延長	
				217.0	12,600	9,000				
平成 7. 5. 1	西浄化センター 処理開始									
8. 3. 29	京都府舞鶴湾の窒素・磷に係る環境基準の水域類型を指定	京都府告示第246号	公害対策基本法						該当類型一達成期間 II-イ	
8. 3. 31	舞鶴市 水洗化総合計画策定									
9. 4. 25	公共下水道事業計画 (変更) 認可	建設省京都下公発第2号	下水道法	東	1,162.0	59,700	39,000	分流	高級	東・西処理区の区域拡大
					891.0	47,900	34,900			
				西	944.0	39,800	26,900			
					325.0	17,600	13,500			
9. 5. 23	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示第369号	都市計画法	1,232.0	59,800	39,000	〃	〃	東処理区の区域拡大 (東地区+52ha)	
				885.0	47,900	34,900				
〃	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示第370号	都市計画法	944.0	39,800	27,000	〃	〃	西処理区の区域拡大 (+108ha)	
				325.0	17,600	13,500				
12. 10. 31	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府告示2下第458号	下水道法	東	1,162.0	59,700	39,000	〃	〃	西処理区の区域拡大
					891.0	47,900	34,900			
				西	944.0	39,800	27,000			
					499.0	24,300	18,000			
〃	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示第625号	都市計画法	944.0	39,800	27,000	〃	〃	西処理区の区域拡大 (+174.5ha)	
				499.8	24,300	18,000				
13. 11. 5	舞鶴都市計画下水道 (変更) 決定	舞鶴市告示第84号	都市計画法	1,997.9	89,600	60,000	〃	〃	東・西処理区の区域拡大 (朝来地区を中心に218ha) 及び原単位の見直し	
14. 3. 15	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府告示4下第17号	下水道法	東	1,241.0	53,600	35,000	〃	〃	東処理区の区域追加 (85.8ha) 976.8ha及び原単位の見直し
					977.0	46,000	34,900			
				西	954.0	36,000	25,000			
					499.0	21,700	17,000			
〃	都市計画事業計画 東処理区 (変更) 告示	京都府告示4下第18号	都市計画法	1,241.0	53,600	35,000	〃	〃	東処理区の区域の拡大及び原単位の見直し	
				957.0	46,000	34,900				
〃	都市計画事業計画 西処理区 (変更) 告示	京都府告示4下第19号	都市計画法	954.0	36,000	25,000	〃	〃	西処理区の区域の拡大及び原単位の見直し	
				497.0	21,700	17,000				
15. 12月	舞鶴市水洗化総合計画 (改訂) 策定									

年・月・日	項目	許認可等番号	該当法令	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方法	備考	
17. 6. 24	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 7下第153号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	分流	高級	東西処理区の区域拡大 (345.9ha) 1822.5ha 及び原単位の見直し
				西	1,075.0	49,000	34,900			
				東	955.0	36,000	25,600			
				西	748.0	30,600	17,000			
"	都市計画下水道事業 (変更)	京都府指令 7下第174・175号	都市計画法	東	1,260.0	53,600	35,000	"	"	東処理区・西処理区の区域の 拡大及び原単位の見直し
				西	1,000.1	49,000	34,900			
				東	955.0	36,000	25,000			
				西	708.0	30,600	17,000			
18. 11. 6	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第141号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	東西処理区の汚水幹線 及び吐口の廃止
19. 5. 7	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 9中東土企第74号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	"	"	幹線管渠のルート変更(中庄 送管、朝来・高野幹線)
				西	1,075.0	49,000	34,900			
				東	955.0	36,000	25,000			
				西	748.0	30,600	17,000			
21. 2. 24	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 20中東土企第149号	下水道法	東	1,260.0	53,600	35,000	"	"	東浄化センターの水処理施設 送風機能力の変更
				西	1,075.0	49,000	34,900			
				東	955.0	36,000	25,000			
				西	748.0	30,600	17,000			
21. 6月	舞鶴市水洗化総合計画 (改訂) 策定									農排2地区を浄化槽地区に変 更 公共変更なし
21. 6. 12	若狭湾西部流域別下水道 整備総合計画(変更)	国近整広計 第4号	下水道法							目標年度 平成35年度 行政人口 85,000人
21. 6. 23	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第114号	都市計画法	東	2,021.6	76,600	44,000	分流	高級	東処理区の区域拡大(長浜地 区24.4ha)
				西	—	—	—			
				東	—	—	—			
				西	—	—	—			
22. 2月	舞鶴市水洗化総合計画 (改定) 策定									農排2地区を浄化槽地区に変 更 公共区域の拡大
22. 3. 1	公共下水道事業計画 (変更) 認可	京都府指令 2中東土企第55号	下水道法	東	1,310.0	46,250	26,400	分流	高級	東処理区の区域拡大(55.3ha) 及び原単位の見直し
				西	1,189.0	43,800	26,400			
				東	960.0	30,390	17,600			
				西	905.0	29,300	17,600			
22. 3. 2	都市計画下水道事業 (変更)	舞鶴市指令 第441・442号	都市計画法	東	1,299.8	46,250	26,400	"	"	東処理区域・西処理区の拡大 及び原単位の見直し
				西	1,052.1	43,800	24,900			
				東	956.2	30,390	17,600			
				西	793.0	29,300	17,600			
25. 6. 7	汚物処理場 決定	舞鶴市告示 第108号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	し尿処理施設(生活環境課) (敷地面積 約0.12ha)
"	都市計画下水道事業 東処理区(変更) 決定	舞鶴市告示 第109号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	東浄化センター敷地のうち、し尿処 理施設用地を約0.12ha減する (敷地面積3.21ha)
26. 7. 1	公共下水道事業計画 (変更)	京都府指令 6中東土企第58号	下水道法	東	—	—	—	"	"	東浄化センター 敷地面積変更、主要な施設(汚泥脱 水機、汚泥濃縮タンク)の変更
				西	—	—	—			
26. 7. 29	都市計画下水道事業 東処理区(変更) 認可	舞鶴市告示 第111号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	東浄化センター 敷地面積変更、汚泥処理能力の変更
				西	—	—	—			
27. 3月	舞鶴市下水道ビジョン 策定									下水道事業の事業目標や運営 方針の明確化
27. 3月	舞鶴市水洗化総合計画 (改定)									平成27年度全市水洗化 →平成32年度水洗化概成
28. 1月	公共下水道全体計画 (変更)			東	1,311.6	44,086	22,500	分流	高級	集落排水の池内地区を公共下水 道に編入
				西	983.9	25,282	15,500			
28. 2. 29	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第29号	都市計画法	東	1,312	46,581	—	"	"	市街地調整区域についても排水 区域に追加
				西	959	28,599	—			
28. 3. 29	公共下水道事業計画 (変更)	舞鶴市告示 第49号	下水道法	東	1,311.6	46,581	24,000	"	"	"
				西	959.4	28,599	15,800			
28. 3. 29	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第50・51号	都市計画法	東	1,312	46,600	—	"	"	事業期間を延伸 H27年度末→H32年度末
				西	959	28,600	—			
28. 3. 31	若狭湾西部流域別下水道 整備総合計画(変更)	国近整広計 第51号	下水道法							目標年度 平成42年度 行政人口74,317人
29. 12. 1	公共下水道全体計画 (雨水) (変更)			東	1,311.6	44,086	22,500	分流	高級	(雨水) 見直し
				西	983.9	25,282	15,500			
30. 1. 15	都市計画下水道事業 (変更) 決定	舞鶴市告示 第4号	都市計画法	東	1,312	46,581	—	"	"	東:東T府道向かい 処理場用地 →排水区域(A=約0.5 ha) 西:雨水決定(新規)
				西	959	28,599	—			
30. 1. 29	公共下水道事業計画 (変更)	30中東土企 第30号	下水道法	東	1,311.6	46,581	24,000	"	"	西 雨水 新規
				西	959.4	28,599	15,800			
30. 2. 6	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第16号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	"
				西	959.4	28,600	—			

年・月・日	項 目	許認可等番号	該当法令	計画処理		計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	排除 方式	処理 方法	備 考	
				面積 (ha)	人口 (人)					
30. 10. 2	公共下水道全体計画 (汚水) (変更)		下水道法	東	1,312.1	44,086	22,500	"	"	東：東T府道向かい、処理場用地 →排水区域 (A=約0.5 ha)
				西	983.9	25,282	15,500			
30. 11. 1	公共下水道事業計画 (変更)	30中東土企 第143号	下水道法	東	1,312.1	46,581	24,000	"	"	"
				西	959.4	28,599	15,800			
30. 11. 9	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第197号	都市計画法	東	1,312.1	46,600	—	"	"	"
				西	—	—	—			
31. 2. 21	公共下水道事業計画 (変更)	1中東土企 第29号	下水道法	東	1,312.1	46,581	24,000	"	"	雨水変更
				西	959.4	28,599	15,800			
31. 2. 26	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第26号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	"
				西	959.4	28,600	—			
令和 2. 1. 7	公共下水道事業計画 (変更)	2中東土企 第1号	下水道法	東	1,312.1	46,581	24,000	"	"	雨水変更
				西	959.4	28,599	15,800			
2. 1. 7	都市計画下水道事業 (変更) 認可	舞鶴市告示 第3号	都市計画法	東	—	—	—	"	"	"
				西	959.4	28,600	—			

② 特定環境保全公共下水道事業

年・月・日	項目	許認可等番号	該当法令	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)	排除方式	処理方法	備考
昭和58. 2. 23	公共下水道事業計画変更認可	建設省京都下公発第13号	下水道法	7. 5	(2, 090) 380	660	分流	高級	野原処理区
59. 10. 8	野原終末処理場処理開始	舞鶴市告示第48号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成11. 3. 17	特定環境保全公共下水道事業計画(神崎処理区)認可	京都府指令1下第161号	〃	44. 3	(5, 260) 510	490	〃	〃	
12. 2. 21	特定環境保全公共下水道事業計画(三浜・小橋処理区)認可	京都府指令2下第28号	〃	12. 0	(3, 180) 490	530	〃	〃	
16. 3. 25	特定環境保全公共下水道事業計画(神崎処理区)変更認可	京都府指令6下第95号	〃	51. 4	(5, 750) 760	590	〃	〃	
16. 4. 1	丸山浄化センター処理開始	舞鶴市公告第43号	〃	12. 0	(3, 180) 490	530	〃	〃	三浜・小橋処理区
17. 7. 10	神崎浄化センター処理開始	舞鶴市告示第97号	〃	51. 4	(5, 750) 760	590	〃	〃	神崎処理区 平成21年1月完成
23. 6. 20	特定環境保全公共下水道事業計画(野原処理区)変更認可	指令3中東土企第88号	〃	7. 5	(1, 100) 280	350	〃	〃	H23~24年度 処理場改築
30. 11. 1	特定環境保全公共下水道事業計画(変更)(野原、三浜・小橋、神崎)	30中東土企第144号	〃	野 三 神 7. 5 12. 0 51. 4	250 310 530	340 270 310	〃	〃	・下水道法改正に伴う変更 ・計画諸元見直し



### ③漁業集落排水事業

年・月・日	項目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	備考
平成 4. 6. 22	漁業集落環境整備事業 事業計画承認			1. 6	130	35. 1	成生地区
6. 3. 10	漁業集落環境整備事業 事業計画変更承認			1. 6	130	35. 1	〃
6. 9. 30	漁業集落環境整備事業 事業計画承認			3. 6	200	54. 0	千歳地区
6. 11. 1	成生浄化センター 処理開始		舞鶴市条例	1. 6	130	35. 1	成生地区
7. 7. 20	漁業集落環境整備事業 事業計画承認	7水第644号		5. 0	380	103. 0	田井地区
11. 4. 1	田井浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第34号	舞鶴市条例	5. 0	380	103. 0	〃
12. 4. 1	千歳浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第23号	舞鶴市条例	3. 6	200	54. 0	千歳地区

### ④農業集落排水事業

年・月・日	項目	許認可 等番号	該当法令	計画処理 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	備考
6. 6. 27	農業集落排水事業 事業実施採択	6耕第1055号	土地改良法	6. 0	180	48. 6	大丹生地区
7. 4. 10	農業集落排水事業 事業実施採択	7耕第489号	土地改良法	4. 0	150	40. 5	瀬崎地区
9. 3. 31	農業集落排水事業 事業計画変更承認	9耕第155号	土地改良法	6. 0	230	62. 1	大丹生地区
10. 4. 1	瀬崎浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第17号	舞鶴市条例	4. 0	150	40. 5	瀬崎地区
10. 4. 10	農業集落排水事業 事業実施採択	10耕第500号	土地改良法	26. 9	660	179. 0	平・赤野地区
10. 4. 10	農業集落排水緊急整備事業 事業実施採択	10耕第500号	土地改良法	21. 0	530	144. 0	久田美地区
10. 6. 1	大丹生浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第41号	舞鶴市条例	6. 0	230	62. 1	大丹生地区
11. 4. 1	農業集落排水事業 事業実施採択	1耕第432号	土地改良法	24. 5	730	198. 0	池内地区
14. 4. 2	農業集落排水資源循環統合補助事業 事業実施採択	4耕第356号	土地改良法	5. 4	190	51. 3	佐波賀地区
14. 10. 1	平・赤野浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第84号	舞鶴市条例	26. 9	660	179. 0	平・赤野地区
15. 4. 1	農業集落排水資源循環統合補助事業 事業実施採択	5耕第31号	土地改良法	23. 5	470	127. 0	三日市・上東・下東地区
15. 10. 1	久田美浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第67号	舞鶴市条例	21. 0	530	144. 0	久田美地区
16. 4. 1	池内浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第23号	舞鶴市条例	24. 5	730	198. 0	池内地区
18. 4. 1	佐波賀浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第20号	舞鶴市条例	5. 4	190	51. 3	佐波賀地区
21. 4. 1	村づくり交付金 事業実施採択	20水環第1248号	土地改良法	3. 9	160	43. 2	白杉地区
21. 6. 1	東光谷浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第127号	舞鶴市条例	23. 5	470	127. 0	三日市・上東・下東地区 平成21年12月完成
24. 7. 1	白杉浄化センター 処理開始	舞鶴市告示 第97号	舞鶴市条例	3. 9	130	35. 1	白杉地区